

質問第二〇八号

憲法の有権解釈に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和六年六月二十一日

水野素子

参議院議長 尾辻秀久 殿

憲法の有権解釈に関する質問主意書

- 一 行政府に憲法の「有権解釈権」はあるか。政府の見解を示されたい。
- 二 各省庁の行政解釈に疑義がある、あるいは差異がある場合、行政府内でどのように調整されるか。その場合に内閣法制局が具体的に果たす役割はどのようなものか。政府の見解を示されたい。
- 三 行政解釈と立法解釈に差異がある場合は、民主主義原理により立法解釈が優越するか。政府の見解を示されたい。

右質問する。